

令和4年1月19日  
名古屋税関

名古屋税関における新型コロナウイルス感染症陽性者の判明について

【概要】

令和4年1月18日（火）、名古屋税関業務部の職員が新型コロナウイルス感染症に係る検査の結果、陽性であることが判明しました。

【当該職員の業務内容等】

- 当該職員は、名古屋税関業務部（名古屋市港区）において、内部事務に従事しており、外部の方と接する業務は行っておりません。
- 1月14日（金）以降は、名古屋税関業務部での勤務はありません。

【名古屋税関業務部の対応】

- 名古屋税関業務部においては、当該職員が執務等をした区画を一時閉鎖の上、清掃・消毒を実施しております。
- 現時点において、発熱等の症状のある職員は業務に従事しておりません。

【問合せ先】

名古屋税関 総務部税関広報広聴室  
TEL：052-654-4008